

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	人材政策室	1頁
告 示	教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する細則	人材政策室	6頁

規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年二月十七日

三重県教育委員会委員長 竹下 謙

三重県教育委員会規則第十七号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む）中「第六条第二項別表第三」を「別表第三」に改める。

第四条（見出しを含む）中「附則第二十九項」を「附則第三十一項」に、「第六条第二項別表第三」を「別表第三」に改める。

第五条第一項及び第二項中「第六条第二項別表第三」を「別表第三」に改める。

第六条中「第六条第二項別表第三」を「別表第三」に改める。

第七条（見出しを含む）中「第六条第二項別表第六」を「別表第六」に、「同項別表第三」を「別表第三」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（免許法別表第六の二による場合）

第七条の二 免許法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状を受けようとする者で、免許法別表第六の二の場合においても同様とされる別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとく、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第 二 欄		第三欄
在 職 年 数	管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
	最低修得単位数		
三	三三	二	四〇
四	二七	二	三五
五	二七	二	三〇
六	一八	二	二五
七	一四	二	二〇
八	一〇	二	一五
九	六	一	一〇

〒110-8345 東京都千代田区千代田1-1-1

第24号様式（第29条関係）（規格A4）

受 付 印					
所		教		人	
轄		育		材	
庁		事		政	
		務		策	
		所		室	

特別非常勤講師届出書

年 月 日

三重県教育委員会 様

任命権者又は
学校長名

印

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、次の者を講師（非常勤）に充てることを届け出ます。

記

設置者及び 学校名					
氏名				性別	男・女
生年月日	年 月 日生			年齢	歳
教科又は クラブ活動				担当週時数	
教授又は実習を 担任しようとする 事項の内容					
教授又は実習を担任 しようとする期間	年 月 日 ~			年 月 日	
教授又は実習を担 任させる理由					
人物に関する所見					
特技・資格					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市 示

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する細則をここに公布します。

平成十七年二月十七日

三重県教育委員会

三重県教育委員会告示第三十三号

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する細則

教育職員免許状に関する単位修得方法細則（平成十一年三重県教育委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

- 一 免許状取得一覧の2 一種免許状の授与を受けるときの表の、高等学校教諭の項中、「附則第二十九項及び第三十項」を「附則第三十一項及び第三十二項」に改め、同表中、養護教諭の項の次に、次のように加える。

栄養教諭	一 種 免許状	栄養教諭二 種免許状		別表第六の 一		三 年 40 単 位	A
			栄養士法第 二条第三項 の規定によ る管理栄養 士の免許	別表第六の 一	別表第 六の二 備考	8 単 位	B 6 の

「免許法別表第六、改正法附則第十八項又は免許法施行規則第十二条及び第十七条第一項表備考の規定の適用を受ける場合の表」の次に、次のように加える。

「免許法別表第六の二の規定の適用を受ける場合

6 の A

6 の B

受けよこと する免許状 の種類	読み替 え規定	在職 年数	管理栄 養士学 校指定 規則別 表第一 に掲げ る教育 内容に 係る科 目	栄養に 係る教 育に関 する科 目	教職に関する科目			数 位 単 得 修 得 最 低
					教育の基礎 理論に 関する 科目	択 選	計	
栄養教諭 一種免許状		三		2	2			40
		四	32	2	2	4	6	35
		五	27	2	2	3	5	30
		六	23	2	2	3	5	25
		七	18	2	1	3	4	20
		八	14	1	1	3	4	15
		九	10	1	1	2	3	10
別表第 六の二 備考	6		2	2	4	6	8	

備考に次の二項を加える。

十一 栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、施行規則第十条の三の規定を準用するものとする。

十二 栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法については、施行規則第十条の四の規定を準用するものとする。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社